

# 高齢者の予防接種

## 高齢者肺炎球菌予防接種

対象者	<p>以下の①または②に当てはまる人で、これまでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）の接種をしたことがない人</p> <p>①瀬戸内市に住民票があり、接種を受ける日において65歳の人  <b>上記①に該当する人で、瀬戸内市予防接種記録に高齢者肺炎球菌ワクチンの接種記録のない人には、高齢者肺炎球菌予防接種のご案内を65歳になる誕生日の属する月の翌月初旬に郵送します。</b>  <b>郵送時点で、瀬戸内市に予防接種記録がない人へお送りしますが、対象期間外や転入前など、今までに1回でも接種（任意接種を含む）したことがある人は、助成の対象になりません。</b></p> <p>②接種日において60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当の障害を有している人）</p>
接種期間	65歳の1年（65歳になる誕生日の前日から66歳になる誕生日の前日まで）
接種医療機関	瀬戸内市内個別接種委託医療機関（P. 14参照）または岡山県内相互乗り入れ予防接種協力機関
市の助成による接種回数	接種期間内に1回 <b>※ただし、対象者年齢であっても、過去に同じワクチンを接種したことのある人は対象になりません。</b>
自己負担額	（高齢者肺炎球菌ワクチン） <b>3,610円</b>
接種の際の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市から届いた接種券（65歳になる誕生日の属する月の翌月初旬に郵送します）</li> <li>◆マイナンバーカードなど本人確認できるもの（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）</li> <li>◆接種費用（自己負担額）</li> <li>◆上記対象者の②に該当する人は、身体障害者手帳や医師の診断書など、対象者であることが確認できるもの</li> </ul>

## 高齢者インフルエンザ定期予防接種

## 高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種

対象者	<p>以下の①または②に当てはまる人</p> <p>①瀬戸内市に住民票があり、接種を受ける日において65歳以上の人</p> <p>②接種日において60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級相当の障害を有している人）</p>		
接種期間	令和7年10月～令和8年1月	接種回数	接種期間中に各1回
接種医療機関	瀬戸内市内個別接種委託医療機関（P. 14参照）または岡山県内相互乗り入れ予防接種協力機関		
自己負担額	<p>（高齢者インフルエンザ） <b>2,200円</b></p> <p>（高齢者新型コロナウイルス感染症） <b>未定</b></p> <p>※決まり次第、市広報紙・ホームページ等でお知らせします。</p>		
接種の際の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆マイナンバーカードなど本人確認できるもの（住所、氏名、生年月日の記載があるもの）</li> <li>◆接種費用（自己負担額）</li> <li>◆上記対象者の②に該当する人は、身体障害者手帳や医師の診断書など、対象者であることが確認できるもの</li> </ul>		

※令和7年1月時点の情報で、**带状疱疹ワクチン**の定期接種化が検討されています。  
 詳細が決まり次第、市広報紙やホームページでお知らせしますので、ご確認ください。